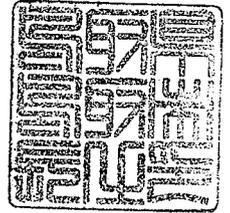




受環生第1114号  
平成29年11月8日

鳥取県知事 平井 伸治 様

鳥取市長 深澤 義彦



(仮称) 鳥取市青谷町風力発電事業に係る環境影響評価方法書について (回答)  
(対平成29年10月5日付け第201700158948号)

このことについて、下記のとおり回答します。

#### 記

計画段階環境配慮に対する意見について

(1) 事業実施想定区域の一部は、気高都市計画区域内及び電波法の告示に係る伝搬障害防止区域内に該当します。(11号機の予定地は伝搬障害防止区域に近接するとみられます。)

(鳥取市都市整備部建築指導課)

(2) 環境影響の詳細な調査について環境省発行の「風力発電施設から発生する騒音等測定マニュアル」に沿って、実施すること。

特に配慮が必要な施設について表4.3.1-3より、逢坂小学校は事業実施想定区域からの距離が約0.5kmと非常に近い距離にある。また、0.5km以内に330戸の住宅があることから、距離の確保や配置計画については十分な配慮を行うこと。

周辺住民への配慮について風力発電施設は住居から比較的近い位置に設置が予定されているため、風車騒音の騒音レベルに関わらず、住民の生活環境に影響を与える可能性があると考えられる。周辺住民と十分にコミュニケーションをとり、配慮を欠かさないこと。

(鳥取市環境下水道部生活環境課)

(3) 環境影響評価方法書に計画している景観調査地点に、JR山陰本線、山陰道、鳥取西道路、国道9号線を加え、合成写真(フォトモンタージュ等)等により、地域住民に説明を行い、合意形成を図ったうえで実施してください。

本市では景観計画において山並みや稜線の保全に努めることになっているため、事業計画区域内に、風車を建設した場合抵触すると考えられます。

(鳥取市都市整備部都市環境課)

(4) 事業実施想定区域は山陰海岸ユネスコ世界ジオパークのエリアに位置しており、景観の大幅な改変が予想される。事業が実施された場合は、事業終了後の景観の復元までの計画が示される必要がある。また、特徴的な地質の露頭が発見された場合は、速やかに鳥取市担当課や山陰海岸

ジオパーク推進協議会と地質調査・保全に向けた連携をとることが必要である。

事業実施想定区域の近くには、日光池、水尻池があり、野鳥の飛来地となっているため、バードストライク等の鳥類への影響が懸念される。野鳥の飛翔コースと直行させないようにするなど、生態系の破壊にならない配慮が必要である。

(鳥取市経済観光部鳥取砂丘・ジオパーク推進課)

- (5) 造成等の施行に関連し、雨水の流れを測定するとのことですが、周辺の状況、特に下流域に存在する作業道の位置に留意し、測定範囲を検討してください。なお、事業の実施にあたり、林道の使用、市行造林契約の解除、森林経営計画の変更等事前協議が必要となる場合がありますので、関係者との事前協議をお願いいたします。

(鳥取市農林水産部林務水産課)

- (6) 基本的には農地以外での風車設置を検討していただきたい。特に、鳥取市青谷町早牛にあるいかり原牧場(所有者:鳥取市)、青谷町蔵内・青谷町河原にある樹園地は、農業振興地域の整備に関する法律(昭和44年法律第58号)(以下「農振法」という。)第8条第2項第1号に規定する農用地区域内の農用地である。風力発電所は、農用地区域以外の土地において設置することが可能であるため、農振法第13条第2項第1号に掲げる要件(農用地区域内の土地しか当該施設を設置できない土地がないと認められる場合)を満たさないことから、農用地区域外の土地での設置を検討していただきたい。

また、風車の設置に伴う騒音や日照遮断等が周辺の家畜や農作物等の生育に悪影響を及ぼさないよう配慮していただきたい。

(鳥取市農林水産部農業振興課)

- (7) 埋蔵文化財の取り扱いについて開発事業計画区域周辺には周知の埋蔵文化財包蔵地が所在していることから、開発事業計画区域内にも埋蔵文化財が所在している可能性があります。風力発電用装置及び送電施設並びに搬入路、風況調査用ポール等の設置場所が決まり次第、埋蔵文化財の取り扱いについて協議を行ってください。

指定文化財について開発事業計画区域内には指定文化財は所在していませんが、開発事業計画区域周辺では国特別天然記念物コウノトリの飛翔が確認されていることから生態系調査対象の項目の中に加えてください。

(鳥取市教育委員会文化財課)